平成２９年（フ）第６６９号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン13―３号棟502号
債務者　遠藤　怜子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６７９号
横浜市港南区上大岡西２丁目６番10号、申立時の住所横浜市西区西平沼町１番14―304号
債務者　佐藤　　真
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９２０号
横浜市南区庚台24番地
債務者　臼井　由香
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０８８号
神奈川県大和市下鶴間2287番地６
債務者　大沼　武史
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４９号
東京都東久留米市柳窪２丁目15番50号
債務者　粕谷　友美
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８３２号
横浜市港北区新横浜１丁目19番地10　サンルーム新横浜305号室
債務者　横田　厚志
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０８１号
横浜市鶴見区下野谷町３丁目104番地　魚春ビル302号室
債務者　星　　静男
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０８９号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地20街区12棟403号
債務者　日景　聡史
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０９０号
横浜市磯子区丸山１丁目13番12号　サニーハイツ302号
債務者　齊藤　文彦
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０９１号
横浜市南区東蒔田町１番地２　ダイアパレス蒔田第２　302号
債務者　長島　陽子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０８７号
横浜市南区南吉田町２丁目17番地33　ライオンズマンション吉野町第12　507号
債務者　三浦　美雄
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１６号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西６―1007
債務者　山中　康邦
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１６１６号
大阪府門真市御堂町26番12号
債務者　渡邊　国友
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６１７号
大阪府門真市御堂町26番12号
債務者　渡邊真由美（旧姓藏谷）
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０２６号
大阪府豊中市曽根西町４丁目16番１号
債務者　片山　綾子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１９８号
大阪府東大阪市上石切町１丁目７番35号　レオパレス21石切町　105号
債務者　谷口　順也
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部